

## 豊中市基準点及び道路境界標の管理に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市（以下「市」という。）が管理する道路敷及び水路敷の区域を明確にし、道路及び水路管理行政の円滑化を促進するため、豊中市公共測量作業規程に定めるもののほか、市が管理する基準点標（以下「基準点標」という。）及び境界標の設置、基準点標及び境界標の保全、基準点の使用並びに境界点測量成果の提供に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(基準点標ならびに境界標の設置)

第2条 基準点標ならびに境界標は、次の各号に掲げるものを除き、市が設置するものとする。

- (1) 境界確定協議申込みにより境界が確定したときは、申込者が設置するものとする。
- (2) 引継道路の区域が確定したときは、事業施行者が設置するものとする。
- (3) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に基づく帰属道路は、開発者が設置するものとする。
- (4) 道路の新設、改良又は拡幅工事が完了したときは、事業施行者が設置するものとする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、基準点標又は境界標を新たに必要とするときは、必要とする者が設置するものとする。

2 境界標を設置しようとする者は、関係土地所有者の立ち会い並びに設置承諾書への署名及び押印の後でなければ境界標を設置してはならない。ただし、境界を確認した図面又は書面が別にあるときは、この限りでない。

3 市は、前項の設置承諾書を永年保存するものとする。

4 境界標の設置方法は、別表第1のとおりとする

(基準点標及び境界標の種類)

第3条 基準点標の種類、形状及び材質は別表第2のとおりとし、境界標の種類、形状及び材質は別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、境界標にあつては暫定的に木杭又は鋳等で代用し、又は、コンクリート杭等の既設の標を境界標とみなすことができる。

(座標の設定)

第4条 基準点標、境界標を設置する者は、国土交通省国土地理院の電子基準点及び基準点

を与点とする測量を豊中市公共測量作業規程に準拠して実施し、当該標に公共座標値を設定しなければならない。ただし、近傍に基準点標が存しない場合や、その他の基準点に基づく測量ができない区域であると市が認める場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく任意座標値とすることができる。

(主管課)

第5条 基準点標及び境界標は、都市基盤部基盤管理課（以下「主管課」という。）が管理し、それらの測量成果を保管する。

2 主管課長は、基準点及び境界点の測量成果を関係人に提供することができる。

(基準点標及び境界標付近における工事施行の届出)

第6条 次の各号のいずれかに該当する工事を施行しようとする者（以下「工事施行者」という。）は、あらかじめ主管課に様式第1により届出し、指示を受けなければならない。

(1) 基準点および境界標が工事に支障となるため、基準点標若しくは境界標を一時撤去又は基準点標を移設しなければならない工事。

(2) 基準点標付近で基準点標構造物より深く掘削する工事。

(3) 前2号によるもののほか、基準点標又は境界標の効用に支障をきたすおそれのある工事。

(原状回復)

第7条 工事施行者は、前条の工事施行前に、基準点標又は境界標の復元のための測量を実施しなければならない。

2 工事施行者は、前条の工事完了後、基準点標又は境界標を原状に回復しなければならない。ただし、基準点標を原状に回復することが困難な場合は、主管課の指示に従うものとする。

(完了報告)

第8条 工事施行者は、前条の作業完了後、基準点標若しくは境界標の効用確認若しくは原状回復に関する測量成果、又は基準点標の移設に関する測量成果を様式第2により主管課に報告しなければならない。

(測量施行者)

第9条 工事施行者は、第2条及び第4条の測量を、測量士、測量士補、土地家屋調査士の資格を有する者又は市長が特に認める者に施行させなければならない。

(費用の負担)

第10条 工事施行者は、第6条から第8条までの規定に要する費用は工事施行者が負担し

なければならない。

(基準点の使用)

第11条 基準点を使用しようとする者は、あらかじめ主管課に様式第3により申請し、承認を受けなければならない。

2 基準点使用に係る包括承認を受けた土地家屋調査士会に属する土地家屋調査士は、前項の承認を受けたものとみなす。

3 道路情報提供サービスシステムに利用者情報を入力した者は、第1項の承認を受けたものとみなす。

4 第1項の承認を受けたものに、様式第4により承認書を交付することができる。

(境界点測量成果の提供)

第12条 境界点測量成果の提供を受けようとする者は、あらかじめ主管課に様式第6により申請しなければならない。

2 前項の申請後、境界点測量成果の精度検証のため、主管課の指示する測量を実施し、報告しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、境界点成果の提供を行わないものとする。

(1) 前項の測量を実施しなかったとき。

(2) 前項の精度検証の結果、境界点測量成果の提供が不相当と判断されたとき。

(3) その他市長が境界点測量成果の提供が不相当と判断したとき。

(使用報告)

第13条 第11条により基準点を使用した者は、様式第5により使用結果を主管課に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要領によりがたい場合は、又はこの要領に定めのない事項についての取扱いは、そのつど市長が定めるものとする。

付 則

1 この要領は、平成4年4月1日から施行する。

2 豊中市管理道路敷境界杭設置要領(昭和49年9月24日施行および昭和61年1月9日施行)は廃止する。

3 道路基準点および境界杭の保全要領(昭和60年4月1日施行)は廃止する。

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成13年3月日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年10月20日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年6月8日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年8月30日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

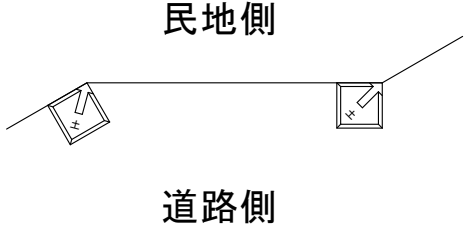
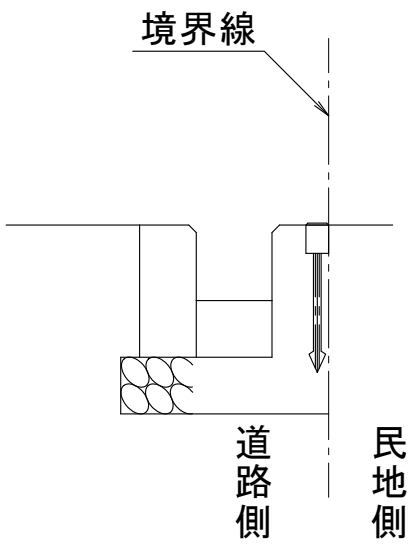
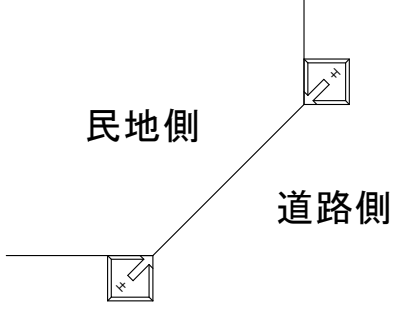

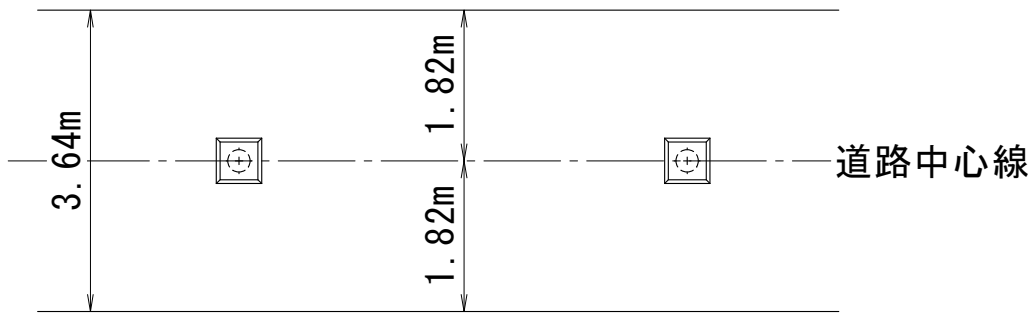
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

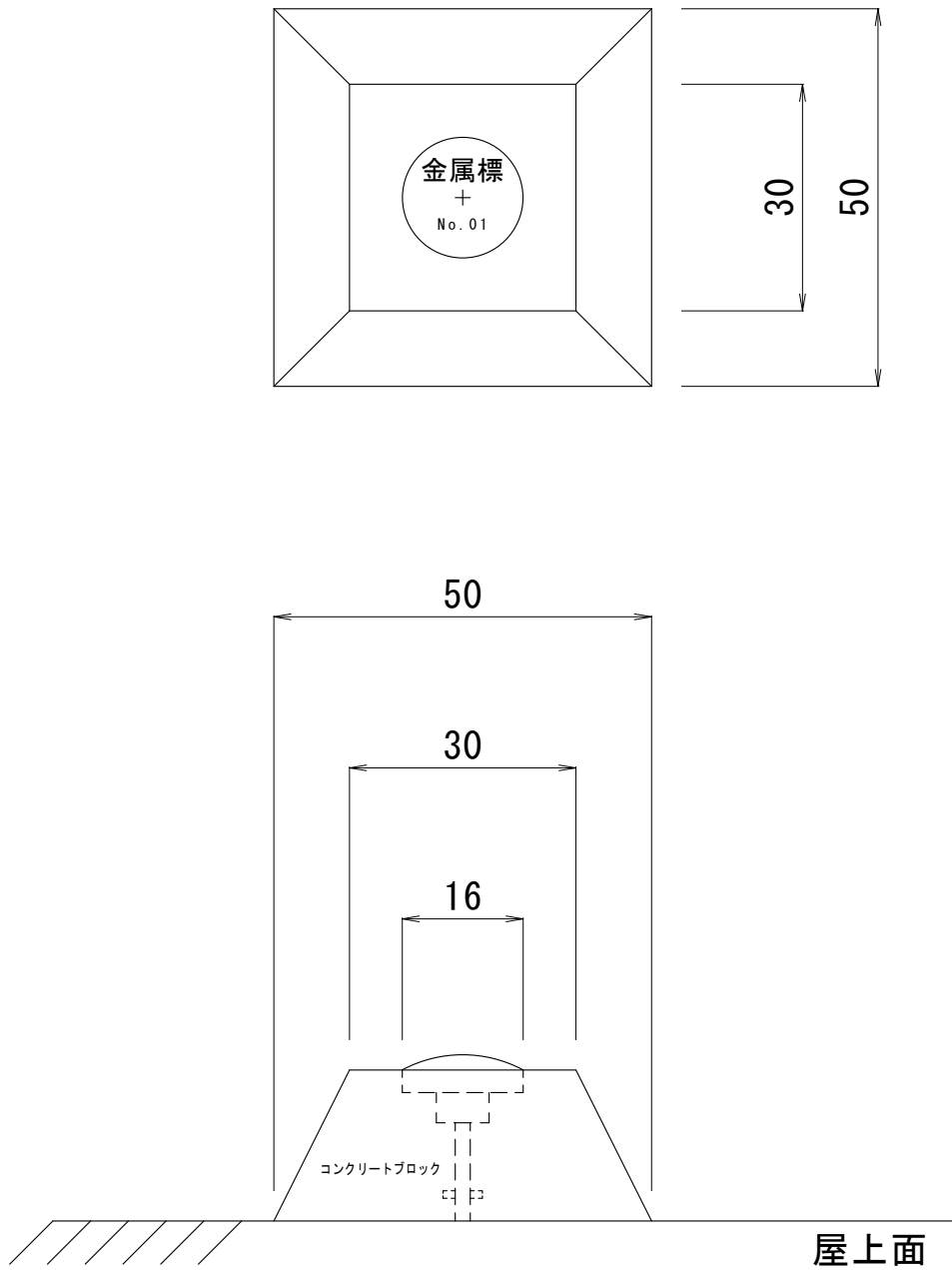
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1

# 境界標の設置方法

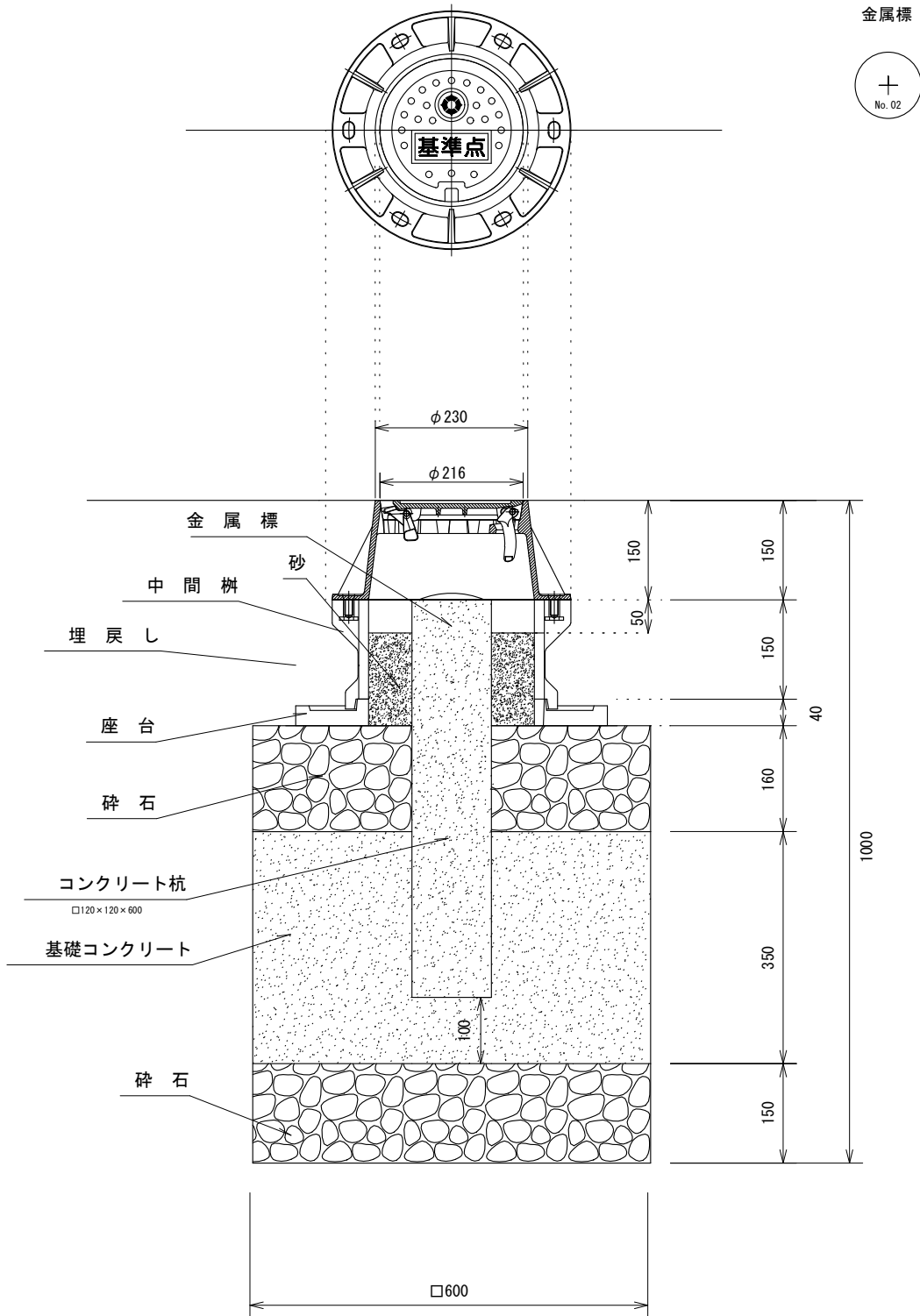
		1号・2号標設置断面図
1 号 標	 <p>民地側</p> <p>道路側</p>	 <p>境界線</p> <p>道路側</p> <p>民地側</p>
	 <p>民地側</p> <p>道路側</p>	
2 号 標	 <p>民地側</p> <p>道路側</p> <p>約20m間隔</p>	
3 号 標	 <p>3.64m</p> <p>1.82m</p> <p>1.82m</p> <p>道路中心線</p>	

### 測量標埋設図 (屋上)

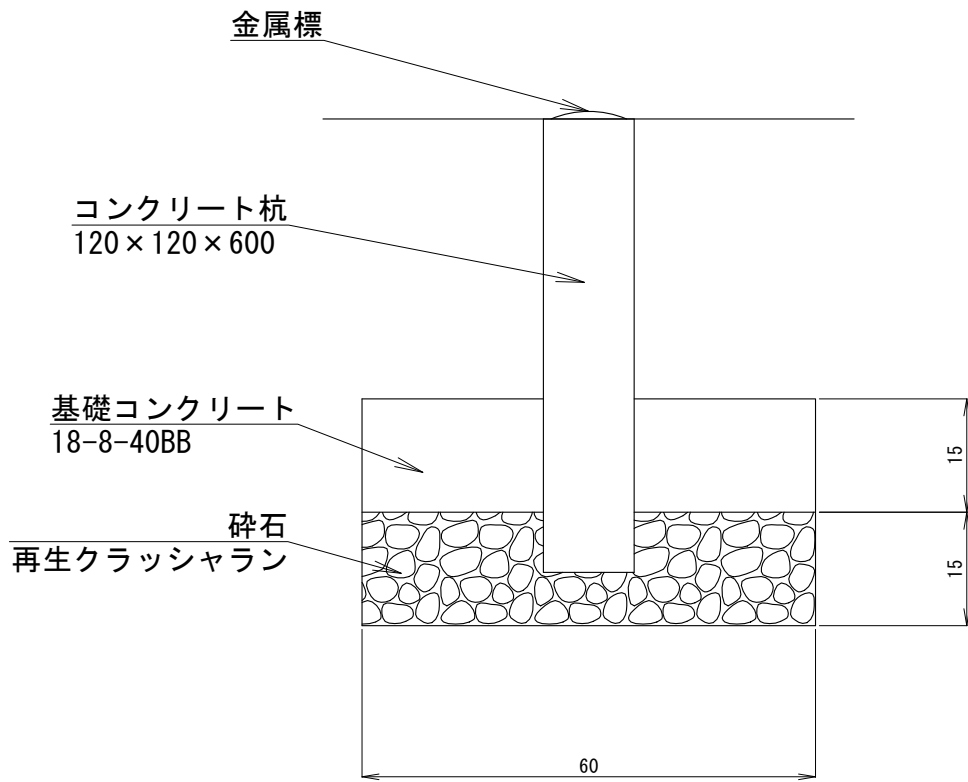


注) コンクリートボンド (K120) にて接着

# 測量標埋設図 (地中)



### 測量標埋設図 (地上)



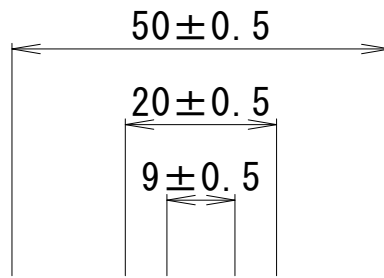


別表第2

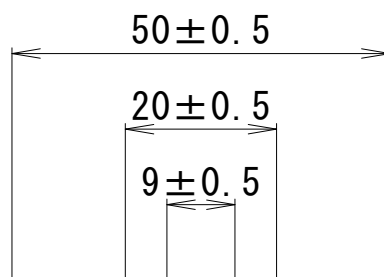
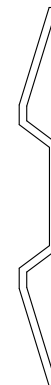
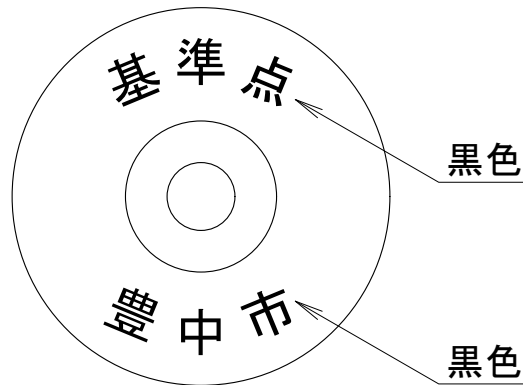
単位：mm

3級接点・4級基準点等

※ステンレス製



5 ± 0.5



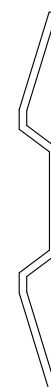
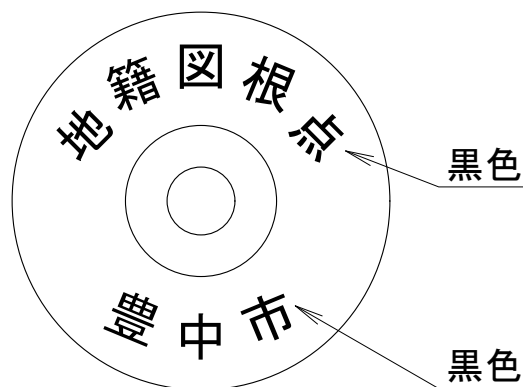
5 ± 0.5



地籍調査

地籍図根点等

※ステンレス製



※平成21年以前に整備された基準点についてはこの限りでない。  
例) 豊中市市章の紙、鋳のみ等

別表第3

単位：mm

		第1号標 (境界折点)	第2号標 (境界線中間点)	第3号標 (道路中心点)		材質
鋼 杭	管理界					鑄鉄
	筆界					

別表第3

単位：mm

		表面	裏面	側面	材質
プレート	管理界				アルミ合金 (軸部) 真鑄
	筆界				
	管理界				
	筆界				

別表第3

単位：mm

		表面	裏面	側面	材質
プレート	筆界				アルミ合金 (軸部) 真鑄
	ト				
釘	第3号標 (道路中心点)				鋼

様式第1

都市基盤部基盤管理課					
受 付 第 号		係	係長	課長補佐	課長
令和 ( ) 年 月 日					
<p>工 事 施 行 届</p> <p>年 月 日</p> <p>豊中市道路管理者 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 届出者 氏 名 TEL</p> <p>基準点標・境界標の付近における工事の施行について届け出ます。 なお、基準点・境界標の（保全、一時撤去、移設、亡失）については、 指示を願います。</p>					
工 事 名 称					
工 事 場 所					
工 事 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日			
工 事 概 要					
基準点 境界標 番 号	保 全				
	一 時 撤 去				
	移 設				
	亡 失				
工 事 監 督 者		Tel			
測 量 者		Tel			
添 付 書 類		位置図、平面図、詳細図、写真			
指 示 事 項					

様式第2

都市基盤部基盤管理課					
受付第	号	係	係長	課長補佐	課長
令和	( )年	月	日		
<p><b>基準点標・境界標（効用確認、復元、移設、亡失）報告書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊中市道路管理者 様</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名 TEL</p> <p>年 月 日付届出の工事完了に伴い、基準点・境界標の（効用確認、復元、移設、亡失）が完了したので報告します。</p>					
工事名称					
工事場所					
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
工事監督者	Tel				
測量者	Tel				
基準点標・境界標番号					
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準点現況報告書</li> <li>・位置図</li> <li>・平面図</li> <li>・基準点網図</li> <li>・境界点観測図</li> <li>・手簿（施工前・施工後）</li> <li>・計算書（施工前・施工後）</li> <li>・座標比較表（施工前・施工後・市管理座標）</li> <li>・写真（施工前・施工後）</li> <li>・その他</li> </ul>				

基準点及び境界点現況報告書

基準点		現況（該当欄に○を付けて下さい）						備考
等級	標識番号	正常	亡失	不明	傾斜	毀損	成果異常	
境界点		現況及び作業内容（該当欄に○を付けて下さい）						
標識	境界点名	亡失	効用確認	復元	標識変更	1.現地境界標を一時撤去し、復元した場合 「復元→○」 2.現地に存在しなかった境界標を復元した場合 「亡失→○」 「復元→○」 3.工事で一時撤去する予定であったが現地に標識が残っていた場合 「効用確認→○」 4.工事前の標識と復元後の標識が変更になった場合 「復元→○」 「標識変更→○」		

※基準点の亡失等について工事前から亡失していたか、工事で亡失したかを備考欄に記入して下さい。また、境界点の復元について所有者と立会のもと復元を行ってください。

様式第3

都市基盤部基盤管理課					
受付第 号		係	係長	課長補佐	課長
令和 ( ) 年 月 日					
<p>基準点の使用承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊中市道路管理者様</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名 T E L</p> <p style="text-align: center;">基準点の使用について下記のとおり申請します</p>					
使用目的					
使用期間	年 月 日 から 年 月 日				
測量地域					
使用責任者	会社名 住 所 氏 名 T E L 測量士・補 土地家屋調査士				
使用する基準点の標識番号および名称					
使用点数					
特記事項					



様式第4

豊基管 年 月 日 号	
様  豊中市道路管理者  豊中市長  基準点使用承認書  基準点の使用について下記のとおり承認します。	
使用責任者	会社名 氏 名 測量士・補、土地家屋調査士  TEL
使用目的	
使用期間	年 月 日 から ( 日間 ) 年 月 日
測量地域	
使用する基準点の標識番号および名称	
使用条件	1. 設置箇所への立ち入り 基準点の使用について、公共施設および民間建造物屋上に設置してある点を使用する際には、あらかじめ土地所有者（管理者を含む）に連絡をしてから立ち入り使用すること。 2. 保全 基準点使用の際、蓋の着脱など、取扱いについては十分注意をし、またその周辺を汚さぬよう保全につとめること。 3. 疑義の協議 基準点の使用に関し、疑問などがあるときは、都市基盤部基盤管理課と協議すること。 4. 使用結果の報告 基準点の使用後、基準点使用報告書を提出すること。

様式第5

都市基盤部基盤管理課				
受 付 第 号	係	係長	課長補佐	課長
令和 ( ) 年 月 日				
<p>基準点使用報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊中市道路管理者 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 使用者 氏 名 T E L</p> <p style="text-align: center;">基準点の使用結果を下記のとおり報告します。</p>				
使 用 目 的				
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日			
測 量 地 域				
使用した基準点	計 点			
使 用 責 任 者	会社名 住 所 氏 名 T E L 測量士・補 土地家屋調査士			
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準点現況報告書</li> <li>・ 位置図</li> <li>・ 基準点網図</li> <li>・ 手簿</li> <li>・ 計算書</li> <li>・ 点検図</li> <li>・ その他</li> </ul>			
特 記 事 項				



年 月 日

## 豊中市境界点成果提供申請書

豊中市道路管理者様

申請者

住所

会社名

氏名

TEL

Mail

豊中市境界点成果提供について、下記のとおり申請します。

使用目的		
申請地番		
使用責任者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（使用責任者欄は記入不要）	
	住所	
	会社名	
	氏名	
	TEL	
	Mail	
注意事項	状況、目的によっては、豊中市境界点成果提供申請は却下する場合があります。 <input type="checkbox"/> 上記注意事項を理解した上で申請いたします。	

下記資料を添付の上申請してください。

添付書類	豊中市基準点（付近に基準点がない場合は任意点）から観測した申請地番の境界点及び周辺の境界点成果 （使用した基準点間の点間距離、境界点の観測座標値、境界点の点間距離がわかるもの）
------	---